



埼玉県報

第395号
令和5年(2023年)
3月14日
火曜日

目次

告示

- 令和5年度における物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（入札審査課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 上尾都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 所沢都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 東松山都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 鴻巣都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 富士見都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 幸手都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 県道久喜騎西線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道久喜騎西線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 令和5年3月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託契約のうち、令和五年度において県が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等については、物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和四年埼玉県告示第七百四十七号）に定めるとおりとする。ただし、資格審査の申請受付期間については、入札公告において別に定める。

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぽぽ

二 代表者の氏名

桑山 和子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市落合二百九十番地四

四 更新後の認定の有効期間

令和五年二月八日から令和十年二月七日まで

告示

埼玉県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成二十一年関東地方整備局告示第六十一号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和五年関東地方整備局告示第七十六号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県北本市東間三丁目百四十三番地

三 都市計画事業の種類及び名称

平成二十一年関東地方整備局告示第六十一号上尾都市計画道路事業三・四・七

中山道

四 事業施行期間

平成二十一年三月十六日から令和十年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

平成二十一年関東地方整備局告示第六十一号、平成二十五年関東地方整備局告示第二百一十一号及び平成三十年関東地方整備局告示第八十号の事業地のうち緑丘三丁目、原新町及び大字久保地内において事業地を変更する。

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十二年埼玉県告示第四百九十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十二年三月三十一日から令和六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十三号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第七百八十号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十七年四月一日から令和十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和四年埼玉県告示第三百五十四号で告示した所沢都市計画道路事業（所沢市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 事業施行期間

変更なし

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

所沢市大字久米下原、東住吉地内

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十年埼玉県告示第五百六十二号で告示した東松山都市計画道路事業（東松山市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成三十年五月十八日から令和十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第百八十一号で告示した鴻巣都市計画道路事業（鴻巣市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十四年二月二十四日から令和六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百四十号で告示した富士見都市計画道路事業（富士見市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十七年三月四日から令和七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第四十三号で告示した幸手都市計画道路事業（杉戸町施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成三十一年一月十八日から令和十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-----------------------|------------------------|------------------|
| で 同市大室字杉名原六〇九番一地先ま | から 加須市大室字杉名原六〇九番一地先 | 区 間 |
| 一〇・八六〇 一五・三三九 | 一〇・八六〇 一五・〇〇二 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 五・〇七 | | 延 長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

| | |
|--|---|
| 久喜騎西線 | 路線名 |
| 加須市大室字杉名原六〇九番一地从先から 同市大室字杉名原六〇九番一地向まで | 供用開始の区間 |
| 令和五年三月十四日 | 供用開始の期日 |
| 長五・〇七メートル | 備考 令和五年三月十四日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 |

告示

埼玉県選管告示第十二号

令和五年三月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、一一八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六九、四八七人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

| | |
|---------------|----------|
| 南第一区 草加市 | 六九、六四四人 |
| 南第二区 川口市 | 一四七、五二三人 |
| 南第三区 さいたま市西区 | 二六、一八四人 |
| 南第四区 さいたま市北区 | 四一、六七二人 |
| 南第五区 さいたま市大宮区 | 三四、四一五人 |
| 南第六区 さいたま市見沼区 | 四五、九四五人 |
| 南第七区 さいたま市中央区 | 二八、七七二人 |
| 南第八区 さいたま市桜区 | 二六、八四四人 |
| 南第九区 さいたま市浦和区 | 四五、九五八人 |
| 南第十区 さいたま市南区 | 五二、七三九人 |

| | | |
|--------|---------------------------|---------|
| 南第十一区 | さいたま市緑区 | 三五、六二九人 |
| 南第十二区 | さいたま市岩槻区 | 三一、五五三人 |
| 南第十三区 | 上尾市・伊奈町 | 七七、〇四四人 |
| 南第十四区 | 桶川市 | 二一、一七九人 |
| 南第十五区 | 北本市 | 一九、〇〇五人 |
| 南第十六区 | 鴻巣市 | 三三、三八九人 |
| 南第十七区 | 志木市 | 二一、〇二六人 |
| 南第十八区 | 新座市 | 四五、八一二人 |
| 南第十九区 | 蕨市 | 一九、八八八人 |
| 南第二十区 | 戸田市 | 三七、三七四人 |
| 南第二十一区 | 朝霞市 | 三九、二九二人 |
| 南第二十二区 | 和光市 | 二三、〇四九人 |
| 西第一区 | 所沢市 | 九七、一一一人 |
| 西第二区 | 入間市 | 四一、二七八人 |
| 西第三区 | 飯能市 | 二二、四二一人 |
| 西第四区 | 狭山市 | 四二、六八一人 |
| 西第五区 | ふじみ野市・三芳町 | 四一、九八八人 |
| 西第六区 | 富士見市 | 三一、三三六人 |
| 西第七区 | 川越市 | 九八、〇五八人 |
| 西第八区 | 日高市 | 一五、四四三人 |
| 西第九区 | 毛呂山町・越生町・鳩山町 | 一六、七三〇人 |
| 西第十区 | 坂戸市 | 二七、七五八人 |
| 西第十一区 | 鶴ヶ島市 | 一九、七七三人 |
| 西第十二区 | 東松山市・川島町・吉見町 | 三六、〇八〇人 |
| 西第十三区 | 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町 | 二一、六八八人 |
| 北第一区 | 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村 | 二七、六九三人 |
| 北第二区 | 本庄市・神川町・上里町 | 三三、五六三人 |
| 北第三区 | 深谷市・美里町・寄居町 | 五一、八九一人 |
| 北第四区 | 熊谷市 | 五四、五三三人 |
| 東第一区 | 行田市 | 二二、四三一人 |
| 東第二区 | 羽生市 | 一五、〇七〇人 |
| 東第三区 | 加須市 | 三一、四九〇人 |
| 東第四区 | 久喜市 | 四二、六六五人 |

| | | |
|-------|---------|----------|
| 東第五区 | 蓮田市 | 一七、五二二人 |
| 東第六区 | 白岡市・宮代町 | 二四、三四三人 |
| 東第七区 | 春日部市 | 六五、九九七人 |
| 東第八区 | 越谷市 | 九五、四九七人 |
| 東第九区 | 八潮市 | 二五、二四二人 |
| 東第十区 | 三郷市 | 三八、八六七人 |
| 東第十一区 | 幸手市・杉戸町 | 二六、七九六人 |
| 東第十二区 | 吉川市・松伏町 | 二七、九一二二人 |